

2025 年 6 月 24 日

各位

上場会社名 **DIC株式会社**
代表者 代表取締役社長執行役員 池田 尚志
(コード番号 4631)
問合せ先責任者 コーポレートコミュニケーション部長 小峰 浩毅
(TEL 03-6733-3033)

太陽ホールディングス株式会社の第 79 回定時株主総会の結果等に対する当社意見に関するお知らせ

当社は、持分法適用関連会社である太陽ホールディングス株式会社(代表取締役社長:齋藤 斉。以下、「太陽ホールディングス」といいます。)が 2025 年 6 月 21 日に開催した第 79 回定時株主総会(以下、「太陽ホールディングス定時株主総会」といいます。)の結果を受けて、以下のとおりお知らせいたします。

当社は、2025 年 6 月 3 日付「太陽ホールディングス株式会社の第 79 回定時株主総会における取締役選任議案(第 2 号議案)に対する当社の議決権行使予定に関するお知らせ」の通り、太陽ホールディングス定時株主総会における取締役選任議案(第 2 号議案)に関し、佐藤英志氏(以下、「佐藤氏」といいます。)の選任議案に対して、反対の議決権を行使しました。同議案は、太陽ホールディングス定時株主総会において否決され、太陽ホールディングスによる同月 23 日付「代表取締役の異動に関するお知らせ」の通り、佐藤氏は代表取締役社長の職を退くこととなりました。太陽ホールディングスは、齋藤斉氏を代表取締役社長とする新たな経営体制となり、当社は、この新しい経営体制が企業価値向上及び株主共同の利益の最大化に向けて適切に機能することを期待しております。

太陽ホールディングスにおいては、2025 年 5 月 28 日付「2030 Committee 設置に関するお知らせ」、「一部報道に関するお知らせ」及び同年 6 月 12 日付「2030 Committee の詳細に関するお知らせ」の通り、非公開化等の提案を受け特別委員会を設置した後、非公開化を含むさまざまな選択肢や経営課題を踏まえた今後の取り組みを客観性・透明性を担保しつつ検討し、中長期的な企業価値向上及び株主共同の利益の確保を目指すための会議体として、2030 Committee が設置されております。

当社は、太陽ホールディングスに対して、経済産業省が 2023 年 8 月 31 日に公表した「企業買収における行動指針—企業価値の向上と株主利益の確保に向けて—」(以下、「企業買収における行動指針」といいます。)における「真摯な買収提案」を基礎づける要素である、買収対価や取引の主要条件が具体的に明示された、非公開化に係る提案が持ち掛けられた昨年末から本年 1 月以降、太陽ホールディングス取締役会に対して、同指針に則った真摯な検討を、複数回の書簡送付や面談を通じて度々働きかけてきました。そして、太陽ホールディングスは、本年 3 月半ばまでに、ようやく特別委員会を設置したとのことです。特別委員会を設置した時点において、非公開化に係る提案が持ち掛けられて以降既に相当の時間が経過していたことから、特別委員会において加速度的に各提案の検討が進んでいくと期待しておりました。しかし、太陽ホールディングスは定時株主総会を目前にした段階において、独立社外役員を構成員としない新たな会議体となる 2030 Committee を設置し、独立社外役員を中心として構成されている特別

委員会の検討対象と重複するテーマについて、特別委員会とは別に検討させ、その提言を踏まえて取締役会として採るべき方針を特別委員会に諮問する旨を公表しました。この 2030 Committee の設置により、11 月上旬に予定されている最終報告の公表までは、非公開化に限らない資本政策の検討に終始し、受領済みの真摯な買収提案の具体的な検討がその間進捗することなく、引き延ばされることが懸念されます。当社としては、非公開化に係る提案に対する適切な検討体制・プロセス・タイムラインについて、引き続き、強い疑義を抱いています。

したがって当社は改めて、太陽ホールディングス取締役会に対し、企業価値向上及び株主共同の利益の確保を目的に、客観性及び透明性を確保すべく、新しい経営体制の下で、非公開化に係る提案を行った買収候補者に対してデュー・ディリジェンスの機会を公正に提供し、当該提案の早急な検討を推し進めることを要請して参ります。

当社は、従前より、株主を含む全てのステークホルダーの皆様にとっての企業価値の最大化に努めており、コーポレート・ガバナンスの遵守に基づく健全な経営が企業価値向上において極めて重要であると考えています。当社は、本年 1 月から本開示に至るまで、太陽ホールディングスの大株主として、また当社企業価値及び株主共同の利益最大化のために、太陽ホールディングスに対して、「企業買収における行動指針」その他各種ガイドラインに基づく適切な検討を実施いただくよう、働きかけているに過ぎません。この基本的な考えに基づき、当社は引き続き、太陽ホールディングスとの対話を継続して参ります。

以 上